

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十八年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十八号）中別表の第二種県営住宅の表の浦安第一団地、東郷団地及び浦安第二団地に関する部分の施行期日は、昭和四十八年三月十七日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十八年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第十号

◇規

則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇告

示

字の区域の新設等

計量器の定期検査の実施

旧慣使用林野整備計画の認可

保安林の指定の解除

鳥獣保護区の存続期間の更新

普通母樹林の指定

土地改良事業計画の適否の決定（三件）

土地改良事業の認可

土地の用途廃止（二件）

土地収用法による事業の認定

土地区画整理法による換地処分を行なった旨の届出

都市計画事業の認可

◇公

告

毒物劇物取扱者試験の合格者
理容師及び美容師試験の実施

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表中

浦安

四、〇〇〇円

を

浦

安第一 四、〇〇〇円

に、

隼

四、八五〇円

を

隼

東郷

浦安

浦

に改める。

第二	四、九六〇円
	五、四四〇円
	四、八五〇円

附則

この規則は、昭和四十八年三月十七日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び廃止し、並びに町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び廃止並びに町及び字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定による換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和四十八年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

新たに画する字の名称

同上の区域（昭和四十六年十月二十五日現在の地番による。）

彦名字新堀頭九七五の一から九九九まで、九九一から九九四まで及びこれらと一体をなす国有地、河崎字惣次郎分の全域、河崎字長谷川後の全域、河崎字長谷川西一六八一の一、一六八一の二、一六八二の一から一六八三まで、一六八四の二、一六八五の二、一六八七から一六九五まで、一六九七、一六九八及びこれらと一体をなす国有地、河崎字源助西一七〇五から一七一五まで、一七二二の一から一七三九まで及びこれらと一体をなす国有地、河崎字源助前二〇七四の三、河崎字島新田悪水西二〇二四の七、二〇二五の二、二〇二六の二、二〇二八の二、二〇二八の三、二〇三〇の二及びこれらと一体をなす国有地、河崎字源六西一七七四から一七九一まで、一七九三の二、一七九五から一八〇一まで、一八〇二の一、一八〇三の一、一八〇四から一八〇六まで、一八〇九の一から一八三三まで及びこれらと一体をなす国有地、河崎字伊平治南の全域、河崎字菜島境一九一三の三、一九一四の一、一九一五から一九一七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一九一八から一九二〇まで及び一九四二と一体をなす国有地の一部並びに

河崎字河崎団地

河崎字源六西	河崎 字島新田悪水西	河崎字源助前	河崎字源助西	河崎字長谷川西	彦名字新堀頭	区域を変更する 町及び字の区域
〇三の一、一八〇四から一八〇六まで、一八〇九の一から三の二、一七九五から一八〇一まで、一八〇二の一、一八〇三の一、一八〇四から一八〇六まで、一八〇九の一から	河崎字島新田悪水西のうち二〇二四の七、二〇二五の二、二〇二六の二、二〇二八の二、二〇二八の三、二〇三〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	河崎字源助前のうち二〇七四の三以外の区域	河崎字源助西のうち一七〇五から一七二五まで、一七二二の一から一七三九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	河崎字長谷川西のうち一六八一の一、一六八一の二、一六八二の一から一六八三まで、一六八四の二、一六八五の二、一六八七から一六九五まで、一六九七、一六九八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	彦名字新堀頭のうち九七五の一から九七九まで、九九一から九九四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	同上の区域(昭和四十六年十月二十五日現在の地番による。)

河崎字伊平治西	河崎字栗島境	河崎字源助西	河崎字伊平治西	河崎字伊平治西のうち一九四三、一九四四、一九四八、一九四九及び一九五一から一九五三までと一体をなす国有地の一部以外の区域	河崎字伊平治西のうち一九四三、一九四四、一九四八、一九四九及び一九五一から一九五三までと一体をなす国有地の一部以外の区域	一八三三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
昭和四十八年四月十八日から昭和四十八年六月三十日まで	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県告示第百八十八号 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第百四十条の規定に基づき、八頭郡及び東伯郡に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四十三条の規定により告示する。 昭和四十八年三月十六日	廃止する字の名称 河崎字惣次郎分、河崎字長谷川後及び河崎字伊平治南	河崎字伊平治西のうち一九四三、一九四四、一九四八、一九四九及び一九五一から一九五三までと一体をなす国有地の一部以外の区域	河崎字栗島境のうち一九一三の三、一九一四の一、一九一五から一九一七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一九一八から一九二〇まで及び一九四二と一体をなす国有地の一部以外の区域	一八三三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

一 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 日	実 施 場 所
昭和四十八年四月十八日から昭和四十八年六月三十日まで	当該計量器の所在場所

二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

検査期日	検査時間	実施区域	検査場所
四月十八日	午前十時から 午後三時三十分まで	八頭郡若桜町	若桜中学校
十九日	午前十時から 正午まで	八東町	丹比小学校
二十日	午後一時から 午後三時三十分まで	八東共同選果場	
二十三日	午前十時から 午後三時三十分まで	郡家町	中私都小学校
二十四日	正午まで	船岡町	郡家中央公会堂
二十五日	午前十時から 正午まで	河原町	船岡公民館
二十六日	午後一時から 午後三時三十分まで	河原町	西郷公民館
二十七日	午前十時から 正午まで	用瀬町	河原町農業協同組合 散岐支所
三十日	午後一時から 午後三時三十分まで	大村	河原町役場
五月一日	午後三時三十分まで	佐治村	社農業協同組合
二日	午前十時から 正午まで	智頭町	旧用瀬小学校 佐治村役場 智頭町役場那岐支所

四月四日	午前十時から 正午まで		土師支所
七日	午後一時から 午後三時三十分まで		山形支所
十四日	午後三時から 午後十時三十分まで	東伯郡関金町	山郷支所
十五日	午前十時から 午後三時まで		智頭中学校
十六日	午後一時から 午後三時まで	三朝町	山守小学校
十七日	正午まで		関金中央公民館
十八日	午後三時から 正午まで		竹田公民館
二十一日	午後三時から 正午まで		山村開発センター
二十二日	午後三時から 正午まで		三朝町農業協同組合 三徳支所
二十四日	午後三時から 正午まで	東郷町	三朝町農業協同組合
二十五日	午後三時から 正午まで		羽合町羽合町農業協同組合 宇野支所
二十六日	午後三時から 正午まで		浅津支所
二十七日	午後三時から 正午まで		羽合西小学校
二十八日	午後三時から 正午まで		五区公民館
二十九日	午後三時から 正午まで		東郷小学校
三十日	午後三時から 正午まで		花見小学校

二十八日	午前十時から 午後三時まで	泊村	旧園共同選果場
------	------------------	----	---------

鳥取県告示第百八十九号

三朝町長から申請のあつた神倉地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第二十二条第一項の規定に基づき、昭和四十八年三月十三日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十八年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十八年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一(一) 解除に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字長和瀬字宮島九二二の一、九二三の二（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、九二三の四、字下モ水無瀬九四八の二、九四九の四

一(二) 保安林として指定された目的

魚つき

二(三) 解除の理由

道路敷地及び防波堤敷地とするため

二(一) 解除に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字長和瀬字下モ水無瀬一〇七〇の一、大字井手字海平三八五の一七（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二(二) 保安林として指定された目的

風害の防備

二(三) 解除の理由

道路敷地及び防波堤敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百九十一号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和三十八年政令第二百五十四号）第七条第二項の規定に基づき、八橋鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第十八条の規定により告示する。

昭和四十八年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	区 域	存続期間及び面積
	東伯郡東伯町大字田越地内の通称 岩屋峯農道を経て小田股に至る線と 大字牛飼地内の開拓三号幹線及び一 号幹線を経て同所に至る線との交点	

鳥取県告示第百九十三号

昭和四十七年十二月十九日付で鳥取市長から申請のおつた土地改良(北村地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第三十七号)による改正前の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十八年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

222	223	224	225	226	227	228	229
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	スギ	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
大字花口一、九九五ノ五八	大字矢田二	日野町大字中管一、三四七ノ一	溝口町大字畑池一、〇六九	〃	〃	〃	〃
一、九二〃	五、七九〃	一一、五九〃	〇、〇三〃	〇、〇六〃	〇、〇六〃	〇、〇九〃	〇、〇四〃
米子市古豊千田後久子	益尾平蔵	坂口平吉郎	日野郡溝口町大字畑池白根義雄	〃	〃	〃	〃

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年三月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十四号

昭和四十八年二月二十六日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良(香取地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十九号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供す期間

昭和四十八年三月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十五号

昭和四十八年二月二十六日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良(中村地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十九号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十八年三月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十六号

八束町長から申請のあつた町営土地改良(広留野地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年三月十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十七号

建設省管固有財産の次の土地は、昭和四十八年三月十二日から用途廃止した。

昭和四十八年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
西伯郡中山町御崎字東屋敷七九番地先から同町御崎字東屋敷八〇番二地先まで		七七・五四	道路敷

鳥取県告示第九十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十八年三月十二日から用途廃止した。

昭和四十八年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
気高郡気高町大字宝木字屋敷廻り八二六番七地先から同町大字宝木字屋敷廻り八三〇番一地先まで		二七・七三	道路敷

鳥取県告示第九十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称
国府町
- 二 事業の種類

国府町立運動場建設事業

三 起業地

- 1 収用の部分 岩美郡国府町大字糸谷字下鯛かけ地内
- 2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

岩美郡国府町大字町屋五〇五ノ一 国府町役場

鳥取県告示第二百号

米子境港都市計画事業上粟島第二土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和四十八年三月一日換地処分を行なった旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十八年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年三月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 施行者の名称
境港市

- 一 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画駐車場 一号目ノ出駐車場
- 三 事業施行期間
昭和四十八年三月十六日から昭和五十年三月三十一日まで
- 四 事業地
磐城五日ノ出駐

公 告

昭和48年3月1日に実施した毒物劇物取扱者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和48年3月16日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 一般毒物劇物取扱者試験の合格者
林 美智子 岡本 征夫 山本 孝子 中谷 大吉
板 司郎 小谷 文夫 松本 利夫 井上達一郎
- 2 農薬用品目毒物劇物取扱者試験の合格者
山根 一成 谷口 正勝 池田 孝雄 林 勝
片山 悦子 木下 精治 山田 俊雄 和田 茂
平尾 久 浜田 道雄 砂原 好男 平尾久米一
山田 博義 永楽 和哉 飯田 明子 山根 隆信

- 竹内 正人 藤原 信雄 川本 昌幸 世瀬英太郎
松井美知子 金本 強 青木 均 舟瀬 重治
大塚 誠 遠藤 道紀 向井 聡 国頭 輝正
内田 敏勝 二宮 正博 天島 昭治 桑田 高行
仲田 武雄 新 徹
- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験の合格者
木村 修三 松尾 漢夫 野田 勝利 長谷川村子

理容師法 (昭和22年法律第234号) 第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法 (昭和32年法律第163号) 第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和48年3月16日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 試験の日時及び場所
(1) 学科試験
日時 昭和48年5月7日 午前10時
場所 倉吉市蔵城 中部総合事務所大会議室
- (2) 実地試験
日時 昭和48年5月28日 午前9時
場所 鳥取市上町 学校法人鳥取県理容美容専門学校
- 2 受験資格
次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、厚生大臣の指定した理

容師養成施設又は美容師養成施設において昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信課程にあつては2年以上理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後、1年以上の実地習練を経たもの

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

- (3) 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

- (4) 理容師試験にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令(昭和28年厚生省令第64号)附則第3項各号に、美容師試験にあつては美容師法施行規則(昭和32年厚生省令第43号)附則第9項各号に規定する者

3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

- (2) 昭和46年4月以後に鳥取県知事が行なつた理容師試験又は美容師試験の学科試験のみに合格した者については、理容師法施行令(昭和28年政令第232号)第5条第4項又は美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第2条第4項の規定により今回の学科試験を免除する。

4 試験の科目及び事項

- 理容師法施行規則(昭和23年厚生省令第41号)第19条又は美容師法施行規則第19条に定められたものとする。

5 出願の方法

(1) 願書の提出期間

昭和48年4月12日から昭和48年4月24日まで(郵送のものについては、昭和48年4月24日までの消印のあるものは、有効とする。)

(2) 願書の提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所

イ 県外居住者 鳥取市東町1丁目220 鳥取県厚生部衛生課

(3) 提出書類

ア 受験願書 (別記様式によること。)

イ 履歴書 (最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行なつた場所及び期間を記載すること。)

ウ 指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書

エ 実地習練を終了したことを証する書面

オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書

カ 写真(出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面上半身のもの、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの)

- (4) 3の(2)により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類に代えて、知事の発行した理容師学科試験免除通知書又は美容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。

6 試験手数料及びその納付方法等

(1) 試験手数料 1,000円

- (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

(3) 納付した手数料は、還付しない。

7 試験場に持参するもの

- (1) 学科試験 受験通知書、筆記用具及び昼食
- (2) 実地試験
 - ア 受験通知書、昼食及び上ばき
 - イ 理容師試験を受ける者
 - ウ 白衣
 - エ 調髪及び顔そりに必要な器具等
 - オ 応急薬品
 - カ 美容師試験を受ける者
 - キ 白衣
 - ク コールド、パーマメントウエアー等の施術上必要な器具、材料及び化粧品
 - ケ 応急薬品
- 8 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。この場合、理容師試験のモデルは、調髪後2週間以上経過した者で角刈でないものとし、美容師試験のモデルは、なるべく年齢18歳から30歳までの者で髪に著しい癖のないものであること。
- 9 その他
 - (1) 出願者には、受験通知書を試験の日の前日までに郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。
 - (2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県厚生部衛生課に照会すること。
 - (3) 文書による照会は、20円切手を同封すること。

別記様式(用紙はB列5番とすること。)

理容師(美容師) 受験願書

本 籍

住 所 (番地及び〇〇方も記入すること。)

郵便番号

氏 名

年 月 日 生

理容師法第2条第1項(美容師法第4条第1項)の規定による理容師

(美容師) 試験を受験したいので、別紙関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日

氏名

印

鳥取県知事 石破二期殿

(注) 該当するところを○で囲むこと。

受験回数					
学科試験	初回	2回目	3回目	4回目	5回目
実地試験	初回	2回目	3回目	4回目	5回目